

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の一部改正

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～5条 略</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 受入施設は前項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。</u></p> <p>第7条～11条 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</u></p>	<p style="text-align: center;">香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～5条 略</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 (新設)</u></p> <p>第7条～11条 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 (新設)</u></p> <p><u>(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</u></p>

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別紙様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消）

第 16 条 略

2 略

（補助金の返還）

第 17 条 略

2 知事は、前項により補助金を返還させることを決定したときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金返還決定通知書（第 10 号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（補助事業完了後の現況報告）

第 18 条 補助事業者は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生が介護福祉士養成施設を卒業して 3 年間が経過するまでの間、毎年度 4 月 15 日までに前年度における留学生の状況について、香川県外国人介護留学生受入支援事業現況報告書（第 11 号様式）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

ただし、当該留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合、又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りでない。

（その他）

第 19 条 略

第 15 条 （新設）

（交付決定の取消）

第 15 条 略

2 略

（補助金の返還）

第 16 条 略

2 知事は、前項により補助金を返還させることを決定したときは、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金返還決定通知書（第 9 号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（補助事業完了後の現況報告）

第 17 条 補助事業者は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生が介護福祉士養成施設を卒業して 3 年間が経過するまでの間、毎年度 4 月 15 日までに前年度における留学生の状況について、香川県外国人介護留学生受入支援事業現況報告書（第 10 号様式）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

ただし、当該留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合、又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金を既に返還した場合は、この限りでない。

（その他）

第 18 条 略

(雑則)  
第20条 略

別表

	補助上限額（留学生1人につき年額200,000円）			補助対象期間
	対象経費※1	基準額	補助率	
日本語学校	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	1年以内
	居住費などの生活費	年額360,000円以内		
介護福祉士養成施設	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	正規の修学期間※3（2年以内）
	入学準備金	200,000円以内（1回限り）		
	就職準備金	200,000円以内（1回限り）		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度40,000円以内		
	居住費などの生活費※2	年額360,000円以内		

※1・・・補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの

※2・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活上で断続的に発生する経費（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）

※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年し期間中については、修学期間に含めることができる（ただし、補助対象期間は2年以内とする。）

(雑則)  
第19条 略

別表

	補助上限額（留学生1人につき年額200,000円）			補助対象期間
	対象経費※	基準額	補助率	
日本語学校	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	1年以内
	居住費などの生活費	年額360,000円以内		
介護福祉士養成施設	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の1/3	正規の修学期間（2年以内）
	入学準備金	200,000円以内（1回限り）		
	就職準備金	200,000円以内（1回限り）		
	国家試験受験対策費用	一年度40,000円以内		
	居住費などの生活費	年額360,000円以内		

※補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの

## 第1号様式～第8号様式 略

第9号様式（第15条関係）

香川県外国人介護留学生受入支援事業費  
補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

香 川 県  
年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
施設名  
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 補助金の額の確定額

( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

金 円

## 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要費補助金返還相当額）

金 円

## 3 2の金額となる理由

(注) 別紙（任意様式）として積算の内訳を添付してください。

## 第1号様式～第8号様式 略

新設

第10号様式（第17条関係）

番 号  
年 月 日

法人名称  
代表者職氏名 様

香 川 県 知 事 印

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金返還決定通知書

年度に貴法人に対し交付した香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金のうち、 分として交付した金額については、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金第17条に基づき下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還決定額 金 円
- 2 返還の理由
- 3 返還の方法

第9号様式（第16条関係）

番 号  
年 月 日

法人名称  
代表者職氏名 様

香 川 県 知 事 印

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金返還決定通知書

年 月 日付け第 号で額を確定し、交付した香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金については、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還決定額 金 円
- 2 返還の理由
- 3 返還の方法

第 11 号様式 (第 18 条関係)

年 月 日

香川県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

香川県外国人介護留学生受入支援事業現況報告書

このことについて、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 留学生の現況報告一覧表 (第 11 号様式別添 1)
- 2 在職証明書 (第 11 号様式別添 2)
- 3 その他添付書類
  - ・留学生を雇用していることを証する書類 (雇用保険被保険者証の写し等)
  - ・介護福祉士登録証の写し

第 10 号様式 (第 17 条関係)

年 月 日

香川県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

香川県外国人介護留学生受入支援事業現況報告書

このことについて、香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 留学生の現況報告一覧表 (第 10 号様式別添 1)
- 2 在職証明書 (第 10 号様式別添 2)
- 3 その他添付書類
  - ・留学生を雇用していることを証する書類 (雇用保険被保険者証の写し等)
  - ・介護福祉士登録証の写し

第 11 号様式別添 2

### 在職証明書

氏名（日本語表記）

生 年 月 日

就 労 契 約 期 間

上記の者は、本施設に在職していることを証明します。

香川県知事 様

年 月 日

住 所

施 設 名

施 設 長

㊟

第 10 号様式別添 2

### 在職証明書

氏名（日本語表記）

生 年 月 日

就 労 契 約 期 間

上記の者は、本施設に在職していることを証明します。

香川県知事 様

年 月 日

住 所

施 設 名

施 設 長

㊟

第11号様式別添1

留学生の現況報告一覧表

No	氏名 (日本語表記)	住所	生年月日	国籍	卒業した介護福祉士養成施設			介護福祉士 資格取得状況	介護福祉士 登録年月日	補助年度 始期	補助年度 終期	補助金額 (円)	現在の状況
					学校名	入学 年月日	卒業 年月日						
(例)	Kazuo Ichiro (イカロウ イチロウ)	東京都〇〇市〇〇	2000/1/1	〇〇	〇〇学校	2020/1/1	2022/3/31	〇or×	2022/1/6	2019	2021	600,000	(例1) 法人内の施設(●●社)で就労中 (例2) 他法人で就労中 (例3) 〇〇の理由により〇年〇月に帰国
1													
2													
3													
4													
5													

- (注) 1. 補助事業終了後から、介護福祉士養成施設卒業後3年を経過するまでの留学生について記入すること。  
 (ただし、引き続き補助金の交付決定を受けている者及び途中帰国等によりすでに補助金の返還決定を受けている者は除く。)  
 2. 法人内の施設で就労中の場合は、在職証明書及び雇用保険被保険者証等の写しを添付すること。  
 3. 介護福祉士登録を行った者については、介護福祉士登録証の写しを添付すること。  
 4. 行が不足する場合は、適宜追加すること。

第10号様式別添1

留学生の現況報告一覧表

No	氏名 (日本語表記)	住所	生年月日	国籍	卒業した介護福祉士養成施設			介護福祉士 資格取得状況	介護福祉士 登録年月日	補助年度 始期	補助年度 終期	補助金額 (円)	現在の状況
					学校名	入学 年月日	卒業 年月日						
(例)	Kazuo Ichiro (イカロウ イチロウ)	東京都〇〇市〇〇	2000/1/1	〇〇	〇〇学校	2020/1/1	2022/3/31	〇or×	2022/1/6	2019	2021	600,000	(例1) 法人内の施設(●●社)で就労中 (例2) 他法人で就労中 (例3) 〇〇の理由により〇年〇日に帰国
1													
2													
3													
4													
5													

- (注) 1. 補助事業終了後から、介護福祉士養成施設卒業後3年を経過するまでの留学生について記入すること。  
 (ただし、引き続き補助金の交付決定を受けている者及び途中帰国等によりすでに補助金の返還決定を受けている者は除く。)  
 2. 法人内の施設で就労中の場合は、在職証明書及び雇用保険被保険者証等の写しを添付すること。  
 3. 介護福祉士登録を行った者については、介護福祉士登録証の写しを添付すること。  
 4. 行が不足する場合は、適宜追加すること。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行し、令和5年度補助事業から適用する。